

「令和8年度 商店街等活性化事業」の参加意思確認公募手続に係る 参加意思確認申請書の提出を求める公示

次のとおり、参加意思確認申請書の提出を招請します。

招請の趣旨

大阪府では、府内商店街における地域コミュニティ機能の推進に資するモデル創出とその普及に取り組む、市町村・商店街の取組みを後押しするとともに、商店街に対する集客支援と商店街ブランドの認知度向上により、商店街での観光・消費を促進し、府内商店街の活性化、ひいては大阪経済を活性化することを目的に、「令和8年度 商店街等活性化事業」(以下「本事業」という。)を実施する。

本事業の実施にあたっては、多数の府内商店街と連絡調整を行い、商店街役員や関係者と調整のうえ、市町村や他の商店街の参考となるような先進的なモデル事例の創出や、商店街ならではの魅力を引き出した情報発信、観光コンテンツ化や集客企画への伴走支援などを行うため、商店街活性化支援における専門的な知見を有し、府内商店街との広域的なネットワークのもと、商店街の課題を的確に把握し支援を行うノウハウが不可欠であることから、これらを有する組織・団体に業務を委託する必要がある。

大阪府商店街振興組合連合会(以下「連合会」という。)は、商店街振興組合法に基づき各府県に設置される、商店街振興組合組織及び事業の支援並びに連絡調整を目的とした団体である。府内商店街振興組合の半数以上が加盟しており、府内商店街への迅速かつ効果的な連絡調整、意見集約を行うことができるとともに、商店街の抱える課題に深い造詣があることから、組合員以外の任意団体等も対象とした本事業を円滑に実施する基盤を有する。また、株式会社産経アドス(以下「産経アドス」という。)は、フジサンケイグループの会社として、メディア広告や広報PRなどに強みを有し、従前から商店街での活性化支援、広報等を実施していたところ、令和2年度の大阪府商店街事業に際し、共同企業体の構成者として連合会に選定された法人である。

その後、令和3から7年度のモデル創出普及、令和4年度の回復・需要喚起支援及び令和5から7年度の魅力向上支援においては、いずれも個々の商店街への個別対応に留まらず、コロナ禍からインバウンド増加まで商店街を取り巻く多様な社会経済状況に対応して活性化策を講じた。実施にあたっては、商店街の連絡調整・支援を担う連合会と、府内商店街との広域的なネットワークのもと、府内商店街ごとの特色に応じた魅力の発掘・発信等を得意とする産経アドスが、商店街に関するプロモーション、商店街が自主的に観光ツアー造成を行えるような伴走支援や活性化施策の相談サポートなどを府内全域の商店街に対し連携して取り組むとともに、その専門的な知識と深い造詣を駆使して期間内にモデル事例をつくりあげ、また商店街を観光資源として磨き上げ戦略的に宣伝を行う複合的なノウハウや体制、ネットワークを構築してきた。

以上により、大阪府商店街振興組合連合会・株式会社産経アドス共同企業体(以下「特定者」という。)は、令和8年度の本事業において要求される水準を満たしており、また、他に上記水準を満たす事業者は確認されていない。よって、特定者がこれらを満たす唯一の者とする。

以上のことから、特定者を契約の相手方とする契約手続を予定しているが、特定者以外の者で下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認申請書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、下記3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、地方自治法施行令第167条の2の規定に基づき、特定者との随意契約手続に移行する。

なお、下記3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定者と当該応募者による競争手続を行う。

※ 本公募は「令和8年2月定例府議会大阪府一般会計予算」が議決され、本事業にかかる予算が成立した場合にのみ事業化される停止条件付の公募である。本事業にかかる予算が成立しない場合には参加意思確認申請書の提出を招請したに留まり、いかなる効力も発生しない。

令和8年2月24日

大阪府商工労働部中小企業支援室長 元木 一典

1 発注予定業務の内容

実施年度	令和8年度
業務名	商店街等活性化事業業務
業務概要	「地域コミュニティの担い手としてのモデルの創出と普及」に取り組むことで、商店街・市町村の取組みを後押しし、商店街の持続的な発展に繋げるとともに、商店街に観光の視点を取り入れた情報発信等により観光・消費を促進し、大阪経済の振興をはかる。 (1)商店街等モデル創出普及事業 地域コミュニティ機能推進に資する「地域ニーズ対応」や「デジタル対応力向上」のモデル創出の取組みを支援するとともに、その成果の普及を通じて商店街・市町村の取組みを後押しする。 (2)商店街観光連携推進事業 大阪への観光客の増加等により商店街が観光資源として注目されていることを受け、観光客誘致に意欲的な商店街に対して集客支援を行うとともに、大阪の商店街を観光資源として積極的に魅力発信することでブランド化・認知度向上をはかり、商店街での観光・消費を促進する。 ※いずれも詳細は、「令和8年度 商店街等活性化事業業務 仕様書」を参照。
履行場所	大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課が指定する場所
履行期間	契約締結日から令和9年3月31日まで
支払条件	精算払(大阪府と協議の上、概算で支払をしなければ契約しがたいと認められる場合は、概算払をすることができる。)
特定者の所在地、 商号又は名称	所在地:大阪府中央区本町橋2番5号 商号又は名称: 大阪府商店街振興組合連合会・株式会社産経アドス共同企業体 代表構成員 所在地:大阪府中央区本町橋2番5号 商号又は名称:大阪府商店街振興組合連合会 代表者:代表理事 千田 忠司
特定者との委託上限額	80,041,000円(消費税及び地方消費税(10%)を含む)

2 手続のスケジュール

説明書等の交付	交付期間	令和8年2月24日(火)午前10時 から 令和8年3月5日(木)午後 5時 まで
	交付場所	大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課及び同課ホームページ https://www.pref.osaka.lg.jp/o110060/shogyoshien/shogyoshinko/r8sankaisi.html
	交付方法	上記の交付場所で交付します。なお、郵送による交付は行いません。

説明書等に対する 質問及び回答	質問受付 期間	令和8年2月24日(火)午前10時 から 令和8年3月5日(木)午後 5時 まで
	質問方法	所定の質問書様式により、電子メールにより受け付けま す。 メールアドレス: shogyo@gbox.pref.osaka.lg.jp
	最終回答日	令和8年3月9日(月)
	回答方法	大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課ホームペ ージ https://www.pref.osaka.lg.jp/o110060/shogyoshien/shogyoshinko/r8sankaisi.html に掲載します。
参加意思確認申請書の 提出	提出期間	令和8年2月24日(火)午前10時 から 令和8年3月10日(火)午後 5時 まで
	提出場所	「4. 発注機関」に記載する場所
	提出方法	持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法で提出 期間内に必着すること)
審査結果の通知	最終通知日	令和8年3月24日(火)
	通知方法	郵送
応募要件を満たさないと 記載された審査結果の 通知に対する理由請求	請求期間	応募要件を満たさないと通知を受けた日の翌日から 7日(大阪府の休日に関する条例第2条に規定する大阪 府の休日(以下「休日」という)を除く)以内の午後5時まで
	請求場所	「4. 発注機関」に記載する場所
	請求方法	持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法で提出 期間内に必着すること)
	最終回答日	上記請求期間の最終日の翌日から起算して7日(休日を除 く)以内
	回答方法	郵送
応募要件を満たすと記載 された審査結果の通知を 受けた者及び特定者によ る競争手続	日時・場所・その他詳細は、審査結果の通知書に記載するものとする。	

申請、請求、交付、質問、回答閲覧の期間中の受付は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前10時から午後5時まで
(午後0時15分から午後1時までを除く)とする。

3 応募要件

基本的 要件	次に掲げる要件をすべて満たす法人又は複数の法人による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。 なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。 (1) 次のア、イのいずれにも該当しない者であること。 ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者 イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者 (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。 (3) 府の区域内に事業所を有していること。 (4) 府税に係る徴収金を完納していること。 (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。 (6) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」により障害者雇用状況報告の義務を有する場合は、障がい者の雇用状況を大阪府に報告すること。 (7) 本事業を履行するに足る経営基盤を有していること。 (8) 公示の日から契約締結の日までの期間において、次のいずれにも該当しない者であること。 ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者 イ 大阪府入札参加停止要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者 ウ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号）第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者、同規則第3条第1項各号のいずれか又は同条第2項に該当すると認められる者 エ 大阪府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償の請求を受けている者
-------------------	--

業務実績に関する要件	(1) 国、都道府県又は全国若しくは都道府県域での独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人若しくは沖縄振興開発金融公庫を相手方とする商店街活性化支援業務(※)の契約履行実績(見込み含む)を過去2年間で2件以上有すること。 (2) 府内商店街振興組合その他商店街任意団体との大阪府全域での広範なネットワークを有し、連携実績を有すること。 ※「商店街活性化支援業務」とは、申請書作成支援や一過性・一時的なイベント等事業の企画・運営・実施ではなく、事業期間内に継続的に商店街に伴走し、助言・相談支援を行うことを意味する。以下同じ。
業務執行に関する要件	(1) 本事業の実施にあたり、以下のアからウまでのいずれをも満たす常勤の職員を、「総括責任者」(1名)、「商店街等モデル創出普及事業責任者」(1名)、「商店街観光連携推進事業責任者」(1名)として計3名以上を常時配置すること(総括責任者と各事業責任者との兼任は不可)。 ア 商店街活性化支援業務(上記※に同じ)に2年以上(令和8年3月31日時点)従事した経験を有する者。 イ 府内商店街の状況に精通し、商店街の魅力を引き出し磨き上げる支援ノウハウを有する者。 ウ 複数(10程度以上)の府内商店街振興組合その他商店街任意団体に対する商店街活性化支援業務(上記※に同じ)の実績があり、円滑な関係を構築できる者。 なお、アからウのいずれも、過去の実績・経験等を具体的に示したうえで各要件を満たすことを証すること。 (2) 仕様書に記載の業務内容が実現可能な体制(事業の対象となる商店街ごとの伴走支援の担当者の配置等。詳しくは仕様書参照。)を構築すること。

4 発注機関

	課名等
発注機関	大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課 所在地:大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)25階 電話番号:06-6210-9497

【 交付書類一覧表 】

	書類名称
説明書・仕様書等の交付	○参加意思確認公募手続に係る説明書 ・参加意思確認公募手続に関する説明書 ・参加意思確認申請書(様式1) ・応募要件確認資料(様式2) ・事業(契約)実績調書(様式3-1)、事業(契約)実績に係る証明書(様式3-2) ・配置予定職員調書(様式4) ・業務執行体制構築調書(様式5) ・障がい者の雇用状況について(様式6) ・誓約書(様式7) ・共同企業体届出書(様式8) ・共同企業体協定書(様式9) ・委任状(様式10) ・使用印鑑届(様式11-1、11-2) ・質問書(様式12) ○仕様書 ・令和8年度 商店街等活性化事業業務 仕様書

【 提出書類一覧表 】

書類名称
参加意思確認申請書に記載のとおり